

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>(7) 請負者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行<u>うものとする。</u></p> <p>(10) 請負者は、本項(7)及び(8)の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>(11) 請負者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行<u>うものとする。</u>ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行<u>うものとする。</u></p>		<p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行<u>わなければならない。</u></p> <p>(10) 受注者は、本項(7)及び(8)のほか、<u>杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</u></p> <p>(11) 受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行<u>わなければならない。</u>ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行<u>わなければならない。</u></p>	<p>語尾の修正 道路橋示方書下部構造編と整合</p>
2-4-5	場所打杭工	2-4-5	場所打杭工	
1	請負者 は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、 <u>設計図書に示されていない場合には、各基礎ごと</u> に、 <u>設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。</u>	1	試験杭 受注者 は、 <u>試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</u>	<p>項目見出しの追記 道路橋示方書下部構造編と整合</p>
2	請負者 は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	2	施工計画書、施工記録 受注者 は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	<p>項目見出しの追記 表記の統一</p>
12	請負者 は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 <u>アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないように注意して作業を行わなければならない。</u> また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	12	鉄筋かごの組立て 受注者 は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 <u>形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。</u> また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	<p>項目見出しの追記 道路橋示方書下部構造編と整合</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
16	<p>請負者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出<u>するものとする</u>。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議<u>を行うものとする</u>。</p>	16	<p>杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出<u>しなければならない</u>。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議<u>しなければならない</u>。</p>	項目見出しの追記 語尾の修正 語尾の修正
19	<p>請負者は、殻運搬処理を行うに<u>あたり</u>、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	19	<p>殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うに<u>あたっては</u>、運搬物が飛散しないように、<u>適正な処置</u>を行わなければならない。</p>	項目見出しの追記 文章表現の統一
2-4-6	<p>深礎工</p>	2-4-6	<p>深礎工</p>	
2	<p>請負者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行<u>うものとする</u>。</p>	2	<p>深礎掘削 受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行<u>わなければならない</u>。</p>	項目見出しの追記 語尾の修正
3	<p>請負者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆うものとする</u>。</p>	3	<p>土留工 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。<u>また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない</u>。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆わなければならない</u>。</p>	項目見出しの追記 道路橋示方書下部構造編と整合 語尾の修正
4	<p>請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	4	<p>支持地盤の確認 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備<u>及び</u>保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一
6	<p>請負者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。</p>	6	<p>鉄筋組立て 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、<u>適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに</u>、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。<u>ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない</u>。</p>	項目見出しの追記 道路橋示方書下部構造編と整合、追加

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
7	鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	鉄筋の継手 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 道路橋示方書同解説と整合
14	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	13	殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の統一
2-4-7 4	オープンケーソン基礎工 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	2-4-7 4	オープンケーソン基礎工 施工記録の整備、保管 受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
13	中詰充てんの施工 請負者は、中詰充てんを施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	13	中詰充填の施工 受注者は、中詰充填を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
15	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	15	殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	項目見出しの追記 文章表記の統一
2-4-8 3	ニューマチックケーソン基礎工 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	2-4-8 3	ニューマチックケーソン基礎工 施工記録の整備、保管 受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
5	請負者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。	5	ニューマチックケーソン沈下促進 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。	項目見出しの追記

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
7	<p>請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	7	<p>底面地盤の支持力と地盤反力係数 受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一
13	<p>請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	13	<p>殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p>	項目見出しの追記 文章表現の統一
2-4-9	鋼管矢板の溶接	2-4-9	鋼管矢板の溶接	
1	<p>請負者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。</p>	1	<p>試験杭の施工 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p>	項目見出しの追記 文章表現の統一 道路橋示方書下部構造編と整合
2	<p>請負者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	2	<p>施工計画書 施工記録 受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一
11	<p>鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 （1）請負者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。</p>	11	<p>鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 （1）受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。</p>	項目見出しの追記 道路橋示方書下部構造編と整合

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
11	<p>(3) <u>請負者</u>は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督職員に提出しなければならない。また溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(7) <u>請負者</u>は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。</p> <p>(9) <u>請負者</u>は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	11	<p>(3) 鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。また、工事完成時に監督職員へ写しを提出しなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>(7) <u>受注者</u>は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p> <p>(9) <u>受注者</u>は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>語尾の修正 道路橋示方書下部構造編と整合</p>
14	<p><u>請負者</u>は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書に<u>よらなければならない</u>。</p>	14	<p><u>頂部の処置</u> <u>受注者</u>は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書に<u>よらなければならない</u>。</p>	<p>項目見出しの追記 語尾の修正</p>
15	<p><u>請負者</u>は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに<u>充てん</u>しなければならない。</p>	15	<p><u>継手部の処置</u> <u>受注者</u>は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに<u>充填</u>しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 語句の統一</p>
23	<p><u>請負者</u>は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な<u>処理</u>を行わなければならない。</p>	23	<p><u>殻運搬処理</u> <u>受注者</u>は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な<u>処置</u>を行わなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 文章表現の修正</p>
24	<p><u>請負者</u>は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に<u>充てん</u>しなければならない。</p>	24	<p><u>間詰コンクリートの施工</u> <u>受注者</u>は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に<u>充填</u>しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 語句の統一</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第5節 2-5-1	石・ブロック積（張）工 一般事項 1 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。	第5節 2-5-1	石・ブロック積（張）工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正
	6 <u>請負者</u> は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を <u>充填</u> しなければならない。	6	<u>裏込め</u> <u>受注者</u> は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を <u>充填</u> しなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
2-5-3	コンクリートブロック工	2-5-3	コンクリートブロック工	
	4 <u>請負者</u> は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を <u>充てん</u> した後、天端付近に著しい空けきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	4	<u>コンクリートブロック工の空張の積上げ</u> <u>受注者</u> は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を <u>充填</u> した後、天端付近に著しい空けきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
	5 <u>請負者</u> は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを <u>充てん</u> した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	5	<u>コンクリートブロック工の練積又は練張の施工</u> <u>受注者</u> は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを <u>充填</u> した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
	8 <u>請負者</u> は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、設計図書に <u>関して監督職員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。</u>	8	<u>合端の施工</u> <u>受注者</u> は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、 <u>モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に</u> <u>関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>	項目見出しの追記 文章の修正
	9 <u>請負者</u> は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工 <u>するものとする。</u>	9	<u>末端部及び曲線部等の処置</u> <u>受注者</u> は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工 <u>し</u> <u>なければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
10	<p>請負者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を<u>充てん</u>し、表面を平滑に仕上げなければならない。</p>	10	<p>施工時の注意 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を<u>充填</u>し、表面を平滑に仕上げなければならない。</p>	項目見出しの追記 語句の統一
2-5-4	<p>緑化ブロック工 4 請負者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、その原因を調査し、監督職員に報告するとともに請負者の負担において再度施工しなければならない。</p>	2-5-4	<p>緑化ブロック工 4 植栽養生 受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、その原因を調査し、監督職員に報告するとともに受注者の負担において再度施工しなければならない。</p>	項目見出しの追記 語句の統一
第6節 2-6-1	<p>一般舗装工 一般事項 1 本節は、一般舗装工として舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	第6節 2-6-1	<p>一般舗装工 一般事項 1 適用工種 本節は、一般舗装工として舗装準備工、<u>橋面防水工</u>、アスファルト舗装工、<u>半たわみ性舗装工</u>、<u>排水性舗装工</u>、<u>透水性舗装工</u>、<u>グースアスファルト舗装工</u>、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、<u>路面切削工</u>、<u>舗装打換え工</u>、<u>オーバーレイ工</u>、<u>アスファルト舗装補修工</u>、<u>コンクリート舗装補修工</u>その他これらに類する工種について定める。</p>	項目見出しの追記
		2-6-2	<p>1 材料適用規定 舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、<u>第3編2-6-3アスファルト舗装の材料</u>、<u>2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。</u></p> <p>2 材料の品質 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書によらなければならない。 <u>(1) 半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物</u> <u>(2) グースアスファルト混合物</u></p>	材料の追記

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		3	<p>配合設計 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
		4	<p>試験練り 受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p>	
		5	<p>現場配合 受注者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1月の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。</p>	
		6	<p>橋面防水層の品質規格試験方法 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査」（日本道路協会、平成24年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
		2-6-3	<p>アスファルト舗装の材料</p>	
		2	<p>事前審査認定書 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。なお、上記以外の場合においては、以下による。</p>	アスファルト舗装の材料の追記

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由																																				
編章節条		編章節条																																						
8	<p>上層路盤の材料規格 表2-16 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ①粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。 ②アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。</p>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4以下	修正CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4以下	修正CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上 [90以上]	8	<p>上層路盤の材料規格 表2-17 上層路盤の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下 安定性 損失率20%以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。</p>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 F001	80以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性 損失率20%以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 F001	80以上 [90以上]	<p>JIS 及び舗装施工便覧と整合</p>
種別	試験項目	試験方法	規格値																																					
粒度調整砕石	PI	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4以下																																					
	修正CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上																																					
再生粒度調整砕石	PI	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4以下																																					
	修正CBR (%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上 [90以上]																																					
種別	試験項目	試験方法	規格値																																					
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																					
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 F001	80以上																																					
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下 安定性 損失率20%以下																																					
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 F001	80以上 [90以上]																																					
10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>旧アスファルト含有量 (%)</th> <th>旧アスファルト針入度 (25℃) 1/10mm</th> <th>骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>規格値</td> <td>3.8以上</td> <td>20以上</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各項目は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。</p>	項目	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルト針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量 (%)	名称				規格値	3.8以上	20以上	5以下	10	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td>%</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数 MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>%</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~30mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度1/10mm	20以上	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下														
項目	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルト針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量 (%)																																					
名称																																								
規格値	3.8以上	20以上	5以下																																					
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																																						
旧アスファルトの性状	針入度1/10mm	20以上																																						
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下																																						
骨材の微粒分量	%	5以下																																						

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>[注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、<u>試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75μmふるいにとどまるものと、水洗い後の75μmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微量分析試験で失われる量の一部として扱う）。</u></p>		<p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2003骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート養生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	
12	アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す40～60、60～80、80～100の規格に適合するものとする。	13	再生アスファルトの規格 アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。	項目見出しの追記 表記の統一
2-6-4	コンクリート舗装の材料	2-6-4	コンクリート舗装の材料	
3	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、 <u>材令</u> 28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	3	コンクリートの強度 コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、 <u>材令</u> 28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	項目見出しの追記 誤字の修正
4	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、 <u>L、A及びB交通</u> においては4.5MPa、また <u>C交通</u> においては5MPaとするものとする。	4	転圧コンクリート舗装 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、 <u>交通区分N3、N4及びN5</u> においては4.5MPa、また <u>N6</u> においては5MPaとするものとする。	項目見出しの追記 交通量区分の呼称の変更（舗装設計施工指針）

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由	
編章節条		編章節条			
10-	2-3-4	橋面防水工 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、 <u>道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料 第4章</u> の施工の規定及び第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によらなければならない。	2-6-6 4	橋面防水工 橋面防水工の施工 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、 <u>「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成24年3月）</u> の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。 <u>これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u>	改正年度の更新
10-	2-3-6 4	半たわみ性舗装工 請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工の規定、舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工の規定、舗装再生便覧第2章2-7施工の規定によらなければならない。	2-6-8 4	半たわみ性舗装工 <u>適用規定</u> 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成24年4月）の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」 <u>（日本道路協会、平成18年2月）</u> の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」 <u>（日本道路協会、平成4年12月）</u> の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」 <u>（日本道路協会、平成22年11月）</u> の規定による。 <u>これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u>	項目見出しの追記 改正年度の更新 改正年度の更新 改正年度の更新
10-	2-3-7 2	排水性舗装工 請負者は、排水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装の規定、舗装再生便覧2-7施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	2-6-9 2	排水性舗装工 <u>適用規定（2）</u> 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」 <u>（日本道路協会、平成18年2月）</u> の規定、「舗装再生便覧2-7施工」 <u>（日本道路協会、平成22年11月）</u> の規定による。 <u>これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u>	項目見出しの追記 改正年度の更新

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
5	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-29を標準とし、表2-30に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」、「舗装施工便覧」に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	5	<u>ポーラスアスファルト混合物の配合</u> ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-29を標準とし、表2-30に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（ <u>日本道路協会 平成18年2月</u> ）及び「舗装施工便覧」（ <u>日本道路協会 平成18年2月</u> ）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	項目見出しの追記 表記の統一
7	（2）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。	7	<u>施工方法</u> （2）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
2-3-8	透水性舗装工	2-6-10	透水性舗装工	
1	透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、 <u>第3編2-6-5</u> アスファルト舗装工の規定によるものとする。	1	<u>透水性舗装工の施工</u> 透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、 <u>第3編2-6-7</u> アスファルト舗装工の規定による。 <u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない</u>	項目見出しの追記
2	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-5を標準とし、表2-6に示す目標値については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」、「舗装施工便覧」に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	2	<u>ポーラスアスファルト混合物の配合</u> ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（ <u>日本道路協会 平成18年2月</u> ）及び「舗装施工便覧」（ <u>日本道路協会 平成18年2月</u> ）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	項目見出しの追記 表記の統一 表記の統一

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由																																																																																																																																
編章節条		編章節条																																																																																																																																		
2-3-9 6	<p>グースアスファルト舗装工 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(2) 接着剤の規格は表2-7、表2-8を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-7 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50 以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise (Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90 以下</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃, 3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 4001</td> </tr> <tr> <td>前湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8 以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8 以上</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p> <p style="text-align: center;">表2-8 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60 分以内</td> <td>30 分以内</td> <td>60 分以内</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20 分以上</td> <td>10 分以上</td> <td>25 分以上</td> <td>JIS K 6839</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833	粘度 (25℃) [Poise (Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5400	低温風曲試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5400	基盤目試験 (点)	10	JIS K 4001	前湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5400	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5400	不揮発分 (%)	20 分以上	10 分以上	25 分以上	JIS K 6839	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5400	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5400	<p>2-6-11 6</p> <p>グースアスファルト舗装工 接着剤の塗布 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。</p> <p>(2) 接着剤の規格は表2-31、表2-32を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-31 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise (Pa·s)]</td> <td>5 (0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃, 3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>前湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p> <p style="text-align: center;">表2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) *2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。</p> <p style="text-align: center;">表2-32(2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃) 分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する *2 試験方法はJIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する 〔注2〕と幕系床版防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による</p> <p style="text-align: center;">表2-32(2) (追加)</p>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1,2	粘度 (25℃) [Poise (Pa·s)]	5 (0.5)以下	JIS K 6833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	前湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1*1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1	種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1*1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1	項目見出しの追記
項目	規格値		試験法																																																																																																																																	
	ゴムアスファルト系																																																																																																																																			
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833																																																																																																																																		
粘度 (25℃) [Poise (Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833																																																																																																																																		
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5400																																																																																																																																		
低温風曲試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5400																																																																																																																																		
基盤目試験 (点)	10	JIS K 4001																																																																																																																																		
前湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664																																																																																																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5400																																																																																																																																		
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																																																																																																
		1次プライマー	2次プライマー																																																																																																																																	
指触乾燥時間 (20℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5400																																																																																																																																
不揮発分 (%)	20 分以上	10 分以上	25 分以上	JIS K 6839																																																																																																																																
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5400																																																																																																																																
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5400																																																																																																																																
項目	規格値	試験法																																																																																																																																		
	ゴムアスファルト系																																																																																																																																			
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1,2																																																																																																																																		
粘度 (25℃) [Poise (Pa·s)]	5 (0.5)以下	JIS K 6833-1,2																																																																																																																																		
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600																																																																																																																																		
低温風曲試験 (-10℃, 3mm)	合格	JIS K 5600																																																																																																																																		
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																																																																																																		
前湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5664																																																																																																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600																																																																																																																																		
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																																																																																																
		1次プライマー	2次プライマー																																																																																																																																	
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1*1																																																																																																																																
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2																																																																																																																																
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1																																																																																																																																
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1																																																																																																																																
種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																																																																																																
指触乾燥時間 (23℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1*1																																																																																																																																
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1, 2 *2																																																																																																																																
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1																																																																																																																																
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1																																																																																																																																

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-6-6 9	<p>コンクリート舗装工</p> <p><u>請負者</u>は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。</p> <p><u>請負者</u>は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、<u>日本道路協会 舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工</u>の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p>	2-6-1 2 9	<p>コンクリート舗装工</p> <p><u>コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</u></p> <p><u>受注者</u>は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。</p> <p><u>受注者</u>は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、<u>「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成24年4月)</u>の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p>	項目見出しの追記
1 2	<p>(3) <u>請負者</u>は、後期養生として、<u>初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5 MPa以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。</u></p> <p>ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。</p>	1 2	<p><u>コンクリート舗装のコンクリート養生の規定</u></p> <p>(3) <u>受注者</u>は、<u>養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。</u></p> <p><u>交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。</u></p> <p><u>後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。</u> なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
13	<p>(3) 請負者は、転圧コンクリート舗装技術指針（案） 4-2 配合条件 に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 請負者は、転圧コンクリート舗装技術指針（案） 4-2 配合条件の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 2-43 によるものとする。</p>	13	<p>転圧コンクリート舗装の規定</p> <p>(3) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案） 4-2 配合条件」(<u>日本道路協会、平成12年5月</u>) に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案） 4-2 配合条件」(<u>日本道路協会、平成12年5月</u>) の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 2-43 によるものとする。</p>	項目見出しの追記
2-6-8 4	<p>ブロック舗装工</p> <p>ブロック舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9-4-8 インターロッキングブロック舗装の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定による。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<u>確認をもとめなければならない。</u></p>	2-6-14 4	<p>ブロック舗装工</p> <p>ブロック舗装工の規定</p> <p>ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-8 インターロッキングブロック舗装」(<u>日本道路協会、平成24年4月</u>) の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工 (<u>日本道路協会、平成21年8月</u>) の規定による。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<u>協議しなければならない。</u></p>	項目見出しの追記
6-9-6-6 2	<p>オーバレイ工 舗設</p> <p><u>請負者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。ただし交通解放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない。</u></p>	2-6-17 2	<p>オーバレイ工 舗設</p> <p><u>(1) セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量は設計図書によらなければならない</u></p> <p><u>(2) 舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。</u></p>	
6-8-7-5 8	<p>アスファルト舗装補修工</p> <p>請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図面によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>	2-6-18 8	<p>アスファルト舗装補修工</p> <p>路面切削の施工</p> <p>受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。<u>ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</u></p> <p>なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。</p>	項目見出しの追記

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	9 <u>請負者</u> は、パッチングの施工完了後速やかに合材使用数量を監督職員に報告しなければならない。	9 <u>パッチングの施工の時期、箇所等</u> <u>受注者</u> は、パッチングの施工については、 <u>時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし</u> 、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。		項目見出しの追記
		13 <u>安全溝の設置位置</u> <u>受注者</u> は、 <u>安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>		項目見出しの追記
6-8-7-4	コンクリート舗装補修工	2-6-1-9	コンクリート舗装補修工	
6	<u>請負者</u> は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPa、 <u>(2～4kg/cm²)</u> としなければならない。	6	<u>アスファルト注入時の注入圧力</u> <u>受注者</u> は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。	項目見出しの追記
7	<u>請負者</u> は、アスファルト注入後の一般交通の解放時間については、注入孔のモルタル充填完了から <u>30分以上</u> 経過後としなければならない。	7	<u>アスファルト注入後の一般交通の解放時期</u> <u>受注者</u> は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から <u>30分～1時間程度</u> 経過後としなければならない。	項目見出しの追記
第7節	地盤改良工	第7節	地盤改良工	
2-7-2	路床安定処理工	2-7-2	路床安定処理工	
7	<u>請負者</u> は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均した後、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固 <u>めるものとする。</u>	7	<u>路床安定処理工の手順</u> <u>受注者</u> は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均した後、整形し締固めなければならない。 <u>また</u> 、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固 <u>めなければならない。</u>	項目見出しの追記 表現の統一 語尾の修正
2-7-4	表層安定処理工	2-7-4	表層安定処理工	
6	<u>請負者</u> は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行 <u>うものとする。</u>	6	<u>配合試験</u> <u>受注者</u> は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行 <u>わなければならない。</u>	項目見出しの追記 語尾の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-7-5 4	<p>パイルネット工</p> <p>パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) <u>請負者</u>は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編2-3-3作業土工の規定により、これを埋戻さなければならない。</p> <p>(10) <u>請負者</u>は、<u>殻運搬処理にあたり</u>、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	2-7-5 4	<p>パイルネット工</p> <p><u>既製コンクリート杭の規定</u></p> <p>パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) <u>受注者</u>は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編2-3-3作業土工<u>(床掘り・埋戻し)</u>の規定により、これを埋戻さなければならない。</p> <p>(10) <u>受注者</u>は、<u>殻運搬処理にあたっては</u>、運搬物が飛散しないように<u>適正な処置</u>を行わなければならない。</p>	項目見出しの追記 文章表現の統一
2-7-7 2	<p>バーチカルドレーン工</p> <p><u>請負者</u>は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に<u>充填</u>したことを確認しなければならない。</p>	2-7-7 2	<p>バーチカルドレーン工</p> <p><u>投入量の計測</u></p> <p><u>受注者</u>は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に<u>充填</u>したことを確認しなければならない。</p>	項目見出しの追記 語句の統一
2-7-9 4	<p>固結工</p> <p><u>請負者</u>は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に<u>報告後</u>、占有者全体の<u>立会</u>を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。</p>	2-7-9 4	<p>固結工</p> <p><u>地中埋設物の処置</u></p> <p><u>受注者</u>は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に<u>連絡後</u>、占有者全体の<u>現地確認調査</u>を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。</p>	項目見出しの追記
7	<p><u>請負者</u>は、薬液注入工事の着手前に<u>下記</u>について監督職員の確認を得なければならない。</p>	7	<p><u>薬液注入工事前の確認事項</u></p> <p><u>受注者</u>は、薬液注入工事の着手前に<u>以下</u>について監督職員の確認を得なければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一
第9節 2-9-1	<p>構造物撤去工 一般事項</p> <p>本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。</p>	第9節 2-9-1	<p>構造物撤去工 一般事項</p> <p>本節は、構造物撤去工として作業土工<u>(床掘り・埋戻し)</u>、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-9-3	<p>2 請負者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p>3 請負者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。</p> <p>4 請負者は、鋼材切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。</p> <p>5 請負者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。</p> <p>6 請負者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。</p>	2-9-3	<p>2 舗装版取壊し 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたっては、他に影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p>3 石積み取壊し等 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたっては、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。</p> <p>4 鋼材切断 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。</p> <p>5 鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の充填 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。</p> <p>6 根固めブロック撤去 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。</p> <p>7 コンクリート表面処理 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p>8 表面処理の施工上の注意 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 表現の修正</p> <p>項目見出しの追記 表現の修正</p> <p>項目見出しの追記 表現の修正</p> <p>項目見出しの追記 語句の統一</p> <p>項目見出しの追記 表現の修正</p> <p>コンクリート表面処理の追記</p> <p>表面処理の施工上の注意の追記</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		9	<u>道路交通の支障防止対策</u> 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、 <u>道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。</u>	道路交通の支障防止対策の追記
		10	<u>施工基準</u> 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、 <u>設計図書に従って施工しなければならない。</u>	施工基準の追記
		11	<u>発生する濁水の処分</u> 受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及び <u>廃材については、設計図書による処分方法によらなければならない。</u>	発生する濁水の処分の追記 表記の統一
2-9-6	道路付属物撤去工 3 <u>請負者</u> は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去に <u>伴い</u> 、適切な工法を検討し施工しなければならない。	2-9-6	3 <u>撤去工法</u> 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去に <u>おいては</u> 、適切な工法を検討し施工しなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の統一
2-9-14	8 骨材再生工 <u>請負者</u> は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の <u>設備</u> 方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	2-9-14	8 <u>施工ヤードの大きさ等の変更の協議</u> 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の <u>整備</u> 方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	項目見出しの追記 誤字の修正
2-9-15	3 運搬処理工 <u>請負者</u> は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう <u>適正に処理</u> を行わなければならない。	2-9-15	3 <u>殻運搬処理</u> 受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう <u>適正な処置</u> を行わなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の統一
第10節	仮設工	第10節	仮設工	
2-10-2	8 工事用道路工 <u>請負者</u> は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう <u>適正に処理</u> を行わなければならない。	2-10-2	8 <u>殻運搬処理</u> 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、 <u>運搬物が飛散しないように、適正な処置</u> を行わなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の統一

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-10-3	仮橋・仮栈橋工 4 <u>請負者</u> は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないよう <u>適正に処理</u> を行わなければならない。	2-10-3	仮橋・仮栈橋工 4 <u>殻運搬処理</u> <u>受注者</u> は、殻運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散しないように、 <u>適正な処置</u> を行わなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の統一
2-10-5	土留・仮締切工 14 <u>請負者</u> は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で <u>充てん</u> しなければならない。 20 <u>請負者</u> は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、 <u>請負者</u> は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように <u>充填</u> し、適切な断面形状に仕上げなければならない。	2-10-5	土留・仮締切工 14 <u>杭・矢板引抜き跡の埋戻し</u> <u>受注者</u> は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で <u>充填</u> しなければならない。 20 <u>じゃかご（仮設）の布設</u> <u>受注者</u> は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、 <u>受注者</u> は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように <u>充填</u> し、適切な断面形状に仕上げなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一 項目見出しの追記 語句の統一
2-10-7	水替工 3 <u>請負者</u> は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、 <u>工事着手前</u> に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	2-10-7	水替工 3 <u>排水時の処置</u> <u>受注者</u> は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、 <u>施工前</u> に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	項目見出しの追記 「工事着手前」とは、準備工事等（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）を行う前の事であるため、 「施工前」に修正
2-10-8	地下水位低下工 1 <u>請負者</u> は、ウエルポイントあるいはディープウエルを行うにあたり、 <u>工事着手前</u> に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	2-10-8	地下水位低下工 1 <u>一般事項</u> <u>受注者</u> は、ウエルポイントあるいはディープウエルを行うにあたり、 <u>施工前</u> に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	
2-10-9	地中連続壁工（壁式） 9 <u>請負者</u> は、殻運搬処理を行うに <u>あたり</u> 、運搬物が飛散しないよう <u>適正に処理</u> を行わなければならない。	2-10-9	地中連続壁工（壁式） 9 <u>殻運搬処理</u> <u>受注者</u> は、殻運搬処理を行うに <u>あたっては</u> 、運搬物が飛散しないように、 <u>適正な処置</u> を行わなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の統一